

さいたま市契約公報 第 3 号 令和 7 年 2 月 1 7 日 発行	発行所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市役所 (財政局契約管理部契約課)
---	--

目 次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1 件）

○令和 7 年度さいたま市電気自動車（軽貨物）賃貸借……………	2
---------------------------------	---

特定調達契約の落札者等の公示

・さいたま市基幹系端末機器賃貸借（R 6 年度再リース）……………	6
・さいたま市デジタル基盤ソフトウェアライセンス……………	6
・さいたま市福祉医療システム機器等賃貸借……………	6

特定調達契約の競争入札参加資格の公示（2 件）

○令和 7 年度特定調達契約に係る	
競争入札に参加する者に必要な資格及びその申請方法等（建設工事等）……………	6
○令和 7 年度特定調達契約に係る	
競争入札に参加する者に必要な資格及びその申請方法等（物品等）……………	1 3

一般競争入札の告示（2 1 件）

○令和 7 年度さいたま市 FM NACK 5 ラジオ CM	
制作・放送（代理）業務……………	1 8
○さいたま市印刷センター印刷業務……………	2 1
○同報系防災行政無線設備保守点検業務……………	2 3
○生石灰（単価契約）……………	2 6
高反応性消石灰（高比表面積）（単価契約）……………	2 6
活性炭（単価契約）……………	2 6
尿素水（単価契約）……………	2 6
アンモニア水（単価契約）……………	2 6
苛性ソーダ（単価契約）……………	2 6
○バラセメント（単価契約）……………	3 0
○児童生徒用机（単価契約）……………	3 3
児童生徒用椅子（単価契約）……………	3 3
○さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務……………	3 6
○さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務……………	4 0
○さいたま市生活保護等就労支援業務……………	4 3
○令和 7 年度さいたま市医療未受診・介護サービス未利用者への	
個別支援事業業務……………	4 6
○さいたま市保育コンシェルジュ要員派遣業務……………	4 9
○さいたま市桜環境センターアルミプレス売却……………	5 2
さいたま市見沼環境センターアルミプレス売却……………	5 2

さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却……………	5 2
さいたま市桜環境センタースチールプレス売却……………	5 2
さいたま市見沼環境センタースチールプレス売却……………	5 2
さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却……………	5 2
○さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区）……………	5 5
さいたま市古繊維類売買業務（西・北・中央区）……………	5 5
さいたま市古繊維類売買業務（見沼・緑・岩槻区）……………	5 5
さいたま市古繊維類売買業務（桜・浦和区外）……………	5 5
○さいたま市見沼グリーンセンター管理清掃業務……………	5 8
○さいたま市中央区役所空調設備等保守管理業務……………	6 3
○さいたま市中央区役所駐車場管理業務……………	6 6
○さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務……………	6 9
○さいたま市政務活動費の使途に関する調査業務……………	7 2
○さいたま市市議会だより配布業務……………	7 5
○館岩少年自然の家浄化槽維持管理業務……………	7 9
○さいたま市選挙公報配布業務（市長）……………	8 2

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第 2 3 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 7 年 2 月 1 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 7 年度さいたま市電気自動車（軽貨物）賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市北区見沼 2－9 4 外

(3) 数量・特質等

ア 数量 1 0 台

イ 特質等 仕様書のとおり

(4) 借入期間

各車 6 0 か月（各車の借入始期は仕様書のとおり）

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 7 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種区分「賃貸」、営業品目「電気自動車」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）に営業種目「自動車リース」で登載され、かつ、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格審査（物品等）の申請を業種区分

「賃貸」、営業品目「電気自動車」で行っている者については、特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受けたものとみなす。資格を有しない者は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和7年2月28日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であること。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であること。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課
担当 青木・井上 電話 048（829）1315

(2) 交付期間

公告の日から令和7年3月10日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月21日（金）午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、導入台数の賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年4月9日（水）必着 書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月10日（木）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に60を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月10日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成 15 年さいたま市制定）第 15 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課
電話 048（829）1315 FAX 048（829）1991

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に 60 を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Electric light commercial vehicles for FY 2025

(2) Date and time of tender:

April 10, 2025, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Carbon Neutral Promotion Strategy Division, Department of Environmental Management,
Bureau of Environment, Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1315

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第 2 4 号

次のとおり落札者等について公示します。

令和 7 年 2 月 1 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

① 2 4 - 1 ②さいたま市基幹系端末機器賃貸借（R 6 年度再リース） 一式 ③さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 ④令和 6 年 1 2 月 2 3 日 ⑤ F L C S 株式会社関東信越支店 支店長 大塚嘉浩 さいたま市大宮区桜木町 1 - 1 1 - 2 0 ⑥ 9, 5 2 4, 9 0 0 円（月額） ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条第 1 項第 2 号該当

① 2 4 - 2 ②さいたま市デジタル基盤ソフトウェアライセンス 1 1, 3 0 0 ライセンス ③さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 ④令和 7 年 1 月 7 日 ⑤ B I P R O G Y 株式会社 代表取締役 齊藤昇 東京都江東区豊洲 1 - 1 - 1 ⑥ 1 1 6, 7 3 4, 4 8 6 円 ⑦一般競争入札 ⑧令和 6 年 1 1 月 1 5 日さいたま市公告（調達）第 1 0 2 号

① 2 4 - 3 ②さいたま市福祉医療システム機器等賃貸借 一式 ③さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 ④令和 7 年 1 月 7 日 ⑤三菱 H C キャピタル株式会社本社 執行役員 安栄香純 東京都千代田区丸の内 1 - 5 - 1 ⑥ 3, 5 1 2, 3 0 0 円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和 6 年 1 1 月 1 5 日さいたま市公告（調達）第 1 0 3 号

○特定調達契約の競争入札参加資格の公示

さいたま市公告（調達）第 2 5 号

さいたま市水道局公告（調達）第 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び

第167条の11第2項の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、設計、調査及び測量の業務（以下「設計・調査・測量」という。）、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務（以下「土木施設維持管理」という。）の特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めたので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成15年さいたま市規則第132号）第3条及びさいたま市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成15年水道部企業管理規程第23号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年2月17日

さいたま市長 清水 勇 人
さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 資格審査の申請区分

(1) 建設工事

資格審査は、次表に掲げる建設業の種類（以下「業種」という。）ごとに行う。

土木工事業	建築工事業	大工工事業
左官工事業	とび・土工工事業	石工事業
屋根工事業	電気工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業
電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事業	解体工事業	

(2) 設計・調査・測量

資格審査は、次表に掲げる業務ごとに行う。

測量	建築関連コンサルタント	地質調査
補償コンサルタント	建設コンサルタント	その他

(3) 土木施設維持管理

2 競争入札に参加することができる者

令和7年度競争入札に参加することができる者は、さいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、特定調達契約に係る競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とみなす。

3 競争入札に参加することができない者

- (1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。
- ア 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者
- イ 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者
- ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者
- (2) 建設工事において、名簿登載者が、資格者名簿に登載された業種について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。
- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可（以下「建設業許可」という。）を受けていないとき。
- イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていないとき。
- (3) 測量の業務について、名簿登載者が、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。
- (4) 建築関連コンサルタント業務について、名簿登載者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。
- (5) 建設工事及び土木施設維持管理について、名簿登載者が、次のいずれかの届出を行っていないとき（当該届出の義務がない者を除く。）は、競争入札に参加することができない。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 4 資格審査を受けることができない者
- (1) 3の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者
- (2) 11(1)エ、オ又は(2)イに該当する者として抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者
- (3) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (4) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (5) 経常建設共同企業体（経常JV）として資格審査を受けようとする者
- (6) 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている業種又は業務について、資格審査を受けようとする者
- 5 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

- ア 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、1に掲げる申請区分に応じて、競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に別表に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を添えて、市長等に申請するものとする。ただし、申請者が外国で事業を営む者である場合には、提出書類のうち、提出が著しく困難であると市長等が認めるものについて、市長等が指定する書類をもってこれに代えること又は提出を省略することができる。
- イ 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行うものとする。

(2) 申請書等の取得方法

ホームページからダウンロードすることができる。また、次の場所において無償で配布する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

- ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
- イ さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

(3) 資格審査の申請受付

ア 受付期間

本公告日から令和8年3月31日まで。ただし、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。

イ 受付場所

- (ア) 5(2)アに同じ
- (イ) 5(2)イに同じ

(4) 資格審査の申請に使用する言語等

- ア 申請書は、日本語で記載すること。
- イ 申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。
- ウ 申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

(5) 資料等の請求

市長等は、資格審査に関し、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

6 資格審査基準日

(1) 建設工事

申請時において有効な経営事項審査の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

(2) 設計・調査・測量、土木施設維持管理

申請日直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

7 代理人

- (1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。

(2) 建設工事に係る代理人は、業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とし、当該業種について建設業許可を受けている営業所でなければならない。

(3) 設計・調査・測量に係る代理人は、業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とする。

なお、測量業務については、測量業者登録を受けている営業所でなければならない。

また、建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている営業所でなければならない。

8 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格認定の日から令和8年3月31日まで

(2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、その年度ごとに公示するので当該公示に基づき申請すること。

9 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

10 変更等の届出

(1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、直ちにその事実を証明する書類を添えて市長等に届け出るものとする。

(2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出るものとする。

ア 3(1)アに該当する者となったとき。

イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。

ウ 営業停止命令を受けたとき。

エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

オ 金融機関に取引を停止されたとき。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

11 資格者名簿からの抹消

(1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

ア 3(1)に該当する者となったとき。

イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。

ウ 金融機関に取引を停止されたとき。

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

オ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕

され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

- (2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

ア 10(1)又は(2)（ウ及びエに係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。

イ 競争入札参加資格申請又は変更に関する届出に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。

- (3) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業種又は業務について資格者名簿から抹消するものとする。

ア 建設工事にあつては、資格者名簿に登載されている業種についての建設業許可を受けていない者となつてから、新たに建設業許可を受けることなく90日を経過したとき。

イ 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから、新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。

ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となつてから、新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。

エ 資格者名簿に登載されている業種又は業務について、その営業を廃止したとき又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

12 その他

詳細は、令和7年度さいたま市特定調達に係る競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表

添付書類	申請区分		
	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○
法人番号の確認資料（「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの）【法人のみ対象】	○	○	○
「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○
後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○
欠格事由に関する誓約書【後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書が提出できない個人事業主のみ対象】	○	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○		
社会保険等の加入確認資料の写し【経営事項審査の総合評定値通知書で社会保険等が「無」の場合又は建設工事を申請しない場合のみ対象】	○		○
建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（写し可）	○		
建設業許可申請書（様式第一号）及び営業所一覧表（別紙二）の写し	○		
建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）の写し【代理人を設置する場合のみ対象】	○		
資格情報を証明する書類の写し【対象工事を希望する場合のみ対象】	○		
登録状況を証明する書類の写し		○	
申請事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○	○

添付書類	申請区分		
	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合のみ対象】	○	○	○
行政書士委任状【行政書士による代理申請の場合のみ対象】	○	○	○
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】	○	○	○
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】	○	○	○
納税状況等照会同意書兼誓約書	○	○	○
資本関係・人的関係調書	○	○	○
受付証	○	○	○
申請情報調書	○	○	○

さいたま市公告（調達）第26号

さいたま市水道局公告（調達）第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託（以下「物品等」という。）の特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めたので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成15年さいたま市規則第132号）第3条及びさいたま市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成15年水道部企業管理規程第23号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年2月17日

さいたま市長 清水 勇 人
さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 資格審査の申請区分

資格審査は、次表に掲げる業種に係る営業品目ごとに行う。

物品の販売	物品の賃貸	物品の買受け
印刷の請負	電子計算に関する業務	催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務
建築物の管理に関する業務		

2 競争入札に参加することができる者

令和7年度競争入札に参加することができる者は、さいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、特定調達契約に係る競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とみなす。

3 競争入札に参加することができない者

(1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

(2) 名簿登載者が、許可、認可又は登録等（以下「登録等」という。）を営業の要件とする営業品目について登録等を受けていないときは、当該営業品目に係る競争入札に参加することができない。

4 資格審査を受けることができない者

(1) 3の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者

(2) 申請日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

(3) 11(2)エ又はオに該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から3年を経過しない者

(4) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税、個人事業主にあつては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(5) 地方税（法人にあつては法人市民税、個人事業主にあつては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(6) 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている営業品目について、資格審査を受けようとする者

5 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、競争入札参加資格審査申請書（以

下「申請書」という。)に別表に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を添えて、市長等に申請するものとする。ただし、申請者が外国で事業を営む者である場合には、提出書類のうち、提出が著しく困難であると市長等が認めるものについて、市長等が指定する書類をもってこれに代えること又は提出を省略することができる。

(2) 申請書等の取得方法

ホームページからダウンロードすることができる。また、次の場所において無償で配布する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

ア さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

イ さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

(3) 資格審査の申請受付

ア 受付期間

本公告日から令和 8 年 3 月 31 日まで。ただし、さいたま市の休日を定める条例(平成 13 年さいたま市条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

イ 受付場所

(7) 5(2)アに同じ

(4) 5(2)イに同じ

(4) 資格審査の申請に使用する言語等

ア 申請書は、日本語で記載すること。

イ 申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程(昭和 22 年大蔵省令第 95 号)第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

(5) 資料等の請求

市長等は、資格審査に関し、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

6 資格審査基準日

申請日直近の決算日(決算手続きが終了している日付のもの)を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

7 代理人

(1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。

(2) 代理人は業種ごとに置くことができる。ただし、その数は 1 業務につき 1 人とする。

8 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格認定の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、その年度ごとに公示するので当該公示に基づき申請すること。

9 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

1 0 変更等の届出

- (1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、直ちにその事実を証明する書類を添えて市長等に届け出るものとする。
- (2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出るものとする。
 - ア 3(1)アに該当する者となったとき。
 - イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。
 - ウ 営業停止命令を受けたとき。
 - エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
 - オ 金融機関に取引を停止されたとき。

1 1 資格者名簿からの抹消

- (1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。
 - ア 3(1)に該当する者となったとき。
 - イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。
 - ウ 金融機関に取引を停止されたとき。
- (2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。
 - ア 10(1)又は(2)（ウ及びエに係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
 - イ 競争入札参加資格審査申請又は変更に関する届出に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。
 - ウ 営業に関し必要な登録等の取消しを受けたとき。
 - エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。
 - オ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。
- (3) 市長等は、名簿登載者が次のいずれかに該当するときは、その者を当該業種、営業品目について資格者名簿から抹消するものとする。
 - ア 登録等を営業の要件とする物品の調達又は業務にあつては、登録等を受けていない者となつてから、新たに登録等を受けることなく90日を経過したとき。
 - イ 資格者名簿に登載されている業種等について、その営業を廃止したとき又は資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

1 2 その他

詳細は、令和7年度さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表

「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の３）（写し可）【法人のみ対象】
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の２）（写し可）【個人事業主のみ対象】
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】
申請日直前一事業年分の決算書類の写し（表紙（法人名、会計期間の記載のあるもの）、貸借対照表、損益計算書。ただし単独決算のものに限る。）【法人のみ対象】
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】
申請日直前一年分の所得税確定申告書の添付書類の写し（青色申告者は所得税青色申告決算書（表紙、月別売上（収入金額）及び仕入金額、貸借対照表）、白色申告者は収支内訳書）【個人事業主のみ対象】
申請日現在有効な許可、認可又は登録等の証明書等の写し
誓約書兼納税状況等照会同意書
受付証
申請情報調書
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】
同意書
契約実績表
事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】
行政書士委任状【行政書士による代理申請の場合のみ対象】
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合等のみ対象】
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第307号

令和7年度さいたま市FM NACK5ラジオCM制作・放送（代理）業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度さいたま市FM NACK5ラジオCM制作・放送（代理）業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和4年4月1日以降、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を2件以上有し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p118984.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和7年2月26日（水）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

電話 048（829）1034

(4) 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送による場合、令和7年2月26日（水）までに必着。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月28日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、返信用封筒に110円分の切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月14日（金）午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月14日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部企画・広域行政・SDGs推進担当

電話 048（829）1033 FAX 048（829）1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部シティセールス担当

電話 048（829）1034 FAX 048（829）1997

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 310 号

さいたま市印刷センター印刷業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 13 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市印刷センター印刷業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所印刷センター

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

（以下「名簿」という。）に業務「制作等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市総務局総務部総務課
担当 文書係 電話 048（829）1085

(2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 26 日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年2月28日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月7日（金）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第5会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月7日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市総務局総務部総務課

電話 048 (829) 1085 FAX 048 (829) 1983

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市総務局総務部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 273 号

同報系防災行政無線設備保守点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 10 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

同報系防災行政無線設備保守点検業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区天沼町 1-893 外

(3) 業務概要

同報系防災行政無線設備の正常な機能の維持を図るため精密点検及び通常点検を実施するとともに、故障等異常が発生した場合の迅速な対応、処置を行う。

(4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」内の受注希望業務「通信設備保守点検」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 過去 2 年間で、国又は地方公共団体の同報系防災行政無線設備に係る保守点検業務契約を締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市総務局危機管理部防災課
担当 防災対策係 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 2 7
- (2) 交付期間
本入札の告示日から令和 7 年 3 月 3 日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3 (2)に同じ
- (3) 受付場所
3 (1)に同じ
- (4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和7年3月4日（火）に交付するものとする。

6 業務委託仕様書の貸出

業務委託仕様書貸出申請書に必要事項を記載し、貸出場所に提出すること。

(1) 貸出場所

3(1)に同じ

(2) 貸出期間

3(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月11日（火）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所消防庁舎3階関係課会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月11日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部危機管理課
電話 048（829）1125 F A X 048（829）1936

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
電話 048（829）1127 F A X 048（829）1978

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第303号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月13日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

- ア 生石灰（単価契約）
- イ 高反応性消石灰（高比表面積）（単価契約）
- ウ 活性炭（単価契約）
- エ 尿素水（単価契約）
- オ アンモニア水（単価契約）
- カ 苛性ソーダ（単価契約）

(2) 納入場所

- ア 1(1)ア、ウ及びエの物品
さいたま市西区宝来52-1 さいたま市西部環境センター
- イ 1(1)イ及びオの物品
さいたま市緑区大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎
- ウ 1(1)カの物品
 - (ア) さいたま市西区宝来52-1 さいたま市西部環境センター
 - (イ) さいたま市緑区大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎
 - (ウ) さいたま市見沼区上山口新田508-1 さいたま市大宮南部浄化センター
 - (エ) さいたま市桜区新開4-1-1 さいたま市クリーンセンター西堀

(3) 予定数量

- ア 1(1)アの物品 670,000kg
- イ 1(1)イの物品 670,000kg
- ウ 1(1)ウの物品 20,000kg
- エ 1(1)エの物品 80,000kg
- オ 1(1)オの物品 144,000kg
- カ 1(1)カの物品 284,000kg
- 内訳 1(2)ウ(ア)の納入場所 15,000kg
- 1(2)ウ(イ)の納入場所 65,000kg
- 1(2)ウ(ウ)の納入場所 132,000kg
- 1(2)ウ(エ)の納入場所 72,000kg

(4) 特質等

入札説明書のとおり

(5) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「工業薬品」で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和7年2月28日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月6日（木）及び令和7年3月7日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの物品 令和7年3月17日（月）午前9時30分
- (イ) 1(1)イの物品 令和7年3月17日（月）午前10時15分
- (ウ) 1(1)ウの物品 令和7年3月17日（月）午前10時30分
- (エ) 1(1)エの物品 令和7年3月17日（月）午前10時45分
- (オ) 1(1)オの物品 令和7年3月17日（月）午前11時00分
- (カ) 1(1)カの物品 令和7年3月17日（月）午前11時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに、契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 特記事項

本契約は、令和 7 年度歳入歳出予算が令和 7 年 3 月 31 日までにさいたま市議会で可決された場合において令和 7 年 4 月 1 日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 304 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 13 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

バラセメント（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市西区宝来 52-1 さいたま市西部環境センター

(3) 予定数量

216,000kg

(4) 特質等

入札説明書のとおり

(5) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「資材」内の営業種目「建材」で登載され、かつ、本市内に本店

を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2 の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 0 4 8（8 2 9）1 1 8 1

(2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 2 8 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3 (2)に同じ

(3) 受付場所

3 (1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月6日（木）及び令和7年3月7日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048 (829) 1181 FAX 048 (829) 1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 特記事項

本契約は、令和 7 年度歳入歳出予算が令和 7 年 3 月 31 日までにさいたま市議会で可決された場合において令和 7 年 4 月 1 日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 305 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 13 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

ア 児童生徒用机（単価契約）

イ 児童生徒用椅子（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課及びさいたま市立小・中・特別支援学校

(3) 数量・特質等

ア 1 (1)アの物品 2, 400 台

イ 1 (1)イの物品 2, 300 台

(4) 特質等

入札説明書のとおり

(5) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「鋼製什器」で登載され、かつ、

本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2 の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 0 4 8（8 2 9）1 1 8 1

(2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 2 8 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3 (2)に同じ

(3) 受付場所

3 (1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月6日（木）及び令和7年3月7日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに単価で行う。入札金額は、1台当たりの金額を入札書に記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(イ) 1(1)アの物品 令和7年3月17日（月）午後3時30分

(ロ) 1(1)イの物品 令和7年3月17日（月）午後3時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとの見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとの契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日に確定させる。

10 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第290号

さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月12日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所・健康科学研究センター

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で、かつ、「保守点検」又は「施設運転管理」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第３２条第１項各号に掲げる者
- イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 平成３１年度以降、１年以上の期間において、次に掲げるいずれかの建物内の設備機器等の維持管理業務を元請けとして委託した実績を有する者であること。（令和６年度の実績を掲げる場合においては、１年以上の委託契約を締結している者であること。）
- ア 主たる業務として、生物系又は化学系の実験、検査及び研究を行う延べ床面積３，０００㎡以上の研究施設
- イ 手術室を有する延べ床面積３，０００㎡以上病院施設
- ウ 上記ア及びイの複合施設にあっては、当該研究施設部分又は病院施設部分が延べ床面積３，０００㎡以上の施設
- (7) 業務従事者として、次に掲げる全ての資格を有する者を当施設内に契約履行開始日から配置することができる者であること。
- なお、１人が２つ以上の資格を有しているかは問わない。ただし、エについては２人以上を配置すること。
- ア 電気事業法（令和２年６月１２日法律第４９号改正）第４４条に規定する電気主任技術者（第３種以上）
- イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和４７年労働省令第３３号）第９７条 労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則（令和５年厚生労働省令第１５７号 令和５年１２月２１日改正）に規定するボイラー技士（２級以上）
- ウ 消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１３条の２（令和５年４月１日改正）に規定する危険物取扱者（乙種第４類又は甲種）
- エ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（令和２年１２月２８日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第２号改正）に規定する公害防止管理者（大気関係）又は埼玉県生活環境保全条例（平成１３年埼玉県条例第５７号）第１１６条（平成３０年３月３０日条例第１１号改正）に規定する公害防止主任者（大気関係）
- (8) 当施設に設置されている中央監視装置と受託者の遠隔監視センター内の装置（以下「遠隔監視装置」という。）を相互に接続するため、次の条件を満たす者であること。
- ア 中央監視装置として設置する「S A V I C－n e t E V (m o d e l 30 : 管理点数３，

000点登録)」との接続が適切に保証されている「SAVIC-net EV(model 30以上)」、「SAVIC-net 50EV」又は「SAVIC-net 80EV」のいずれかの機種を遠隔監視装置として1か所の遠隔監視センター内に2台以上配置でき、相互にバックアップを行うことが可能であること。

イ 中央監視装置と遠隔監視装置を常時接続及び監視を行い、運転停止・設定及びスケジュール変更等の一連の遠隔監視操作を行うことが可能であること。

ウ 遠隔監視センターは、受託者の自社資産及び社員で管理運営され、24時間365日の間、迅速かつ的確に対応できる体制であること。

エ 履行開始日までに、中央監視装置と支障なく接続及び監視ができる体制をとることができること。

- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条第1項（令和3年政令第347号 令和4年4月1日改正）に規定する建築物環境衛生管理技術者を選任できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局保健所保健所管理課
担当 管理係 電話 048（840）2205

(2) 交付期間

告示の日から令和7年2月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-R

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和7年2月28日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月5日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月13日（木）午前10時

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12　さいたま市保健所2階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月13日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷 7-5-12 さいたま市保健衛生局保健所保健所管理課

電話 048 (840) 2205 FAX 048 (840) 2228

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局保健所保健所管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 267 号

さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 7 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「福祉サービス」内の受注希望業務「その他の福祉サービス」又は業務「その他」内の受注希望業務「人材派遣」若しくは「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成２７年厚生労働省社会・援護局長通知社援発０７２７第２号別紙）に基づく家計改善支援事業の実績を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課
担当　自立支援係　電話　０４８（８２９）１８４６

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和７年２月２８日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

３(2)に同じ

(3) 受付場所

３(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

３(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 7 年 3 月 4 日（火）午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 1 0 日（月）午前 1 0 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－2 1 ときわ会館 5 階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 1 0 日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課
電話 0 4 8（8 2 9）1 2 5 3 F A X 0 4 8（8 2 9）1 9 6 1

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課
電話 0 4 8（8 2 9）1 8 4 6 F A X 0 4 8（8 2 9）1 9 6 1

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定

に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日までに確定させる。

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第268号

さいたま市生活保護等就労支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市生活保護等就労支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」内の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 過去に、人口20万人以上の地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年厚生労働省社会・援護局長通知社援発0727第2号別紙）に基づく被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業（一般事業）の事業実績を有している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課
担当 自立支援係 電話 048（829）1846

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和7年2月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月4日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月10日（月）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月10日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課

電話 048（829）1253 FAX 048（829）1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課

電話 048（829）1846 FAX 048（829）1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和 7 年度歳入歳出予算が令和 7 年 3 月 3 1 日までにさいたま市議会で可決された場合において令和 7 年 4 月 1 日に確定させる。

9 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 2 5 3 号

令和 7 年度さいたま市医療未受診・介護サービス未利用者への個別支援事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

令和 7 年度さいたま市医療未受診・介護サービス未利用者への個別支援事業業務

- (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課外

- (3) 業務概要

仕様書のとおり

- (4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 2 5 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「電算」又は「その他」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（J I S Q 1 5 0 0 1）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準 J I S Q 2 7 0 0 1（I S O／I E C 2 7 0 0 1）の認定を受けている者であること。

- (5) 令和元年度以降に、国（独立行政法人を含む。）、地方公共団体または後期高齢者医療広域連合と、本件仕様書に示す業務内容及び業務予定件数と種類及び規模をほぼ同じくする保健事業業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付方法
- さいたま市ホームページからダウンロード
- <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p118864.html>
- (2) 交付期間
- 令和7年2月5日から令和7年2月20日まで
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
- 3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）
- (3) 受付場所
- さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
- 担当 介護予防係 電話 048（829）1286
- (4) 提出方法
- 郵送
- (5) 送付先
- 4(3)に同じ
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付方法
- 郵送
- (2) 交付日
- 令和7年2月27日（木）
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
- 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 1 1 日（火）午前 9 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市役所西会議棟 1 階第 6 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 1 1 日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第 4 項及び第 5 項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は 1 回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課

電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 2 5 9 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 1

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課

電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 2 8 6 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 1

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市長寿応援部いきいき長寿推進課及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第284号

さいたま市保育コンシェルジュ要員派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市保育コンシェルジュ要員派遣業務
- (2) 履行場所
仕様書のとおり
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 派遣期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」内の受注希望業務「人材派遣」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

- (4) 過去３年以内に、国又は地方公共団体と保育に関する相談や保護者対応を業務内容に含む業務委託又は労働者派遣契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
担当 認可外保育係 電話 048（829）1859

(2) 交付期間

告示の日から令和 7 年 2 月 26 日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 7 年 2 月 28 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 110 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。消費税及び地方消費税を含まない 1 人 1 時間当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。また、支

払金額は、落札価格に履行した業務数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月5日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第5会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定業務数量を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月5日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市子ども未来局子育て未来部幼児政策課
電話　048（829）1885　FAX　048（829）2516

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市子ども未来局子育て未来部保育施設支援課
電話　048（829）1859　FAX　048（829）2516

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子育て未来部保育施設支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第293号

さいたま市桜環境センターアルミプレス売却外5件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア さいたま市桜環境センターアルミプレス売却
- イ さいたま市見沼環境センターアルミプレス売却
- ウ さいたま市内民間中間処理施設アルミプレス売却
- エ さいたま市桜環境センタースチールプレス売却
- オ さいたま市見沼環境センタースチールプレス売却
- カ さいたま市内民間中間処理施設スチールプレス売却

(2) 履行場所

- ア 1(1)ア及びエの売却 さいたま市桜区新開4-2-1 さいたま市桜環境センター
- イ 1(1)イ及びオの売却 さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市見沼環境センター
- ウ 1(1)ウ及びカの売却 さいたま市浦和区大原5-12-1 有限会社太盛リサイクルセンター

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「物品の修理及び不用品の買受」内の営業種目「不用品買受」で登載されている者であること
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から

の暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

(5) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

(6) アルミプレス又はスチールプレスの売却について、さいたま市又は過去３年間（令和４年２月１３日から令和７年２月１２日まで）に他市町村で実績を有する者であること。

なお、実績とは、アルミプレス又はスチールプレスの売却に際し、さいたま市又は他市町村において入札又は見積合わせに参加したことをいう。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p040418.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和７年２月２１日（金）まで

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和７年２月２１日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒３３０－９５８８ さいたま市浦和区常盤６－４－４ さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

担当 保里 電話 ０４８（８２９）１３３６

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和7年2月28日（金）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの売却 令和7年3月3日（月）午前10時00分
- (イ) 1(1)イの売却 令和7年3月3日（月）午前10時20分
- (ウ) 1(1)ウの売却 令和7年3月3日（月）午前10時40分
- (エ) 1(1)エの売却 令和7年3月3日（月）午前11時00分
- (オ) 1(1)オの売却 令和7年3月3日（月）午前11時20分
- (カ) 1(1)カの売却 令和7年3月3日（月）午前11時40分

イ 場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所4階401会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月3日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数落札の禁止

この告示に係る入札のうち、1(1)ア、イ及びウのアルミプレス売却は、一抜け方式とする。落札者（契約者となる者）となった者は、その後行われる他のアルミプレス売却の入札への参加を辞退するものとし、辞退届を提出すること。1(1)エ、オ及びカのスチールプレス売却においても同様とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

電話 048（829）1336 FAX 048（829）1991

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第292号

さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区）外3件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月12日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア さいたま市古繊維類売買業務（西・中央区）

イ さいたま市古繊維類売買業務（西・北・中央区）

ウ さいたま市古繊維類売買業務（見沼・緑・岩槻区）

エ さいたま市古繊維類売買業務（桜・浦和区外）

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「物品の修理及び不用品の買受」内の営業種目「不用品買受」で登載され、かつ、市内に古繊維類の選別工場及び本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

- (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p100726.html>

- (2) 交付期間

告示の日から令和7年2月21日（金）まで

- (3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和7年2月21日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

担当 保里 電話 048（829）1336

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和7年2月28日（金）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (7) 1(1)アの売却 令和7年3月3日（月）午後2時00分
- (イ) 1(1)イの売却 令和7年3月3日（月）午後2時10分
- (ウ) 1(1)ウの売却 令和7年3月3日（月）午後2時20分
- (エ) 1(1)エの売却 令和7年3月3日（月）午後2時30分

イ 場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所4階401会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとの見積もった金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分

の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月3日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電話 048（829）1336 FAX 048（829）1991

(8) 複数落札の禁止

この告示に係る入札は、一抜け方式とする。落札者（契約者となる者）となった者は、その後行われる他の古繊維売却の入札への参加を辞退するものとし、辞退届を提出すること。

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 本契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第288号

さいたま市見沼グリーンセンター管理清掃業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 1 2 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市見沼グリーンセンター管理清掃業務

(2) 履行場所

さいたま市北区見沼 2 - 9 4

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分が A 級で受注希望業務「建物総合管理」で登載され、本市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

- (7) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 0 号）第 1 2 条の 2 第 1 項第 1 号の建築物清掃業又は同条同項第 8 号の建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市北区見沼 2-9-4 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター
担当 管理係 電話 048 (664) 5915

(2) 交付期間

令和 7 年 2 月 1 7 日（月）から令和 7 年 2 月 2 8 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3 (2)に同じ

(3) 受付場所

3 (1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3 (1)に同じ

(2) 交付日時

令和 7 年 3 月 4 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者は、令和 7 年 3 月 7 日（金）までにさいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンターに入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の

10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年3月11日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒331-0803 さいたま市北区見沼2-94 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月13日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市北区見沼2-94 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター大会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月13日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札

イ 入札者の記名押印若しくは記載すべき事項の記載のない入札又は記入事項若しくは印影の判読できない入札

ウ 記載事項（金額を除く。）の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

エ 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

オ 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 金額を訂正した入札書による入札
- ク 電報、電話、ファクシミリ及び入札場所以外に持参された入札書による入札
- ケ 虚偽の一般競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者がした入札
- コ 最低制限価格に満たない入札
- サ 受領期限までに到達しなかった入札書による入札
- シ 7(2)及び入札説明書に規定した方法によらずに送付された入札書による入札

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市経済局農業政策部農業政策課
 電話 048(829)1376 FAX 048(829)1944

(10) 業務を担当する課

さいたま市北区見沼 2-9-4 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター
 電話 048(664)5915 FAX 048(651)0962

8 入札に関する注意事項

(1) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(2) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(3) その他

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

11 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において、令和7年4月1日に確定させる。

1 2 その他

- (1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第296号

さいたま市中央区役所空調設備等保守管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市中央区役所空調設備等保守管理業務
- (2) 履行場所
さいたま市中央区下落合5-7-10外
- (3) 業務概要
入札説明書、仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で受注希望業務「電気設備運転」、「空調設備運転」、「給排水衛生設備運転」及び「ボイラー運転」で登載され、本市内に本社を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と延床面積5,000㎡以上の施設における同業務の契約を1回以上締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードする。

<https://www.city.saitama.lg.jp/chuo/001/002/007/p112547.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和7年2月28日（金）まで

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和7年2月28日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市中央区役所区民生活部総務課

電話 048（840）6013

(4) 提出方法

持参

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月7日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用定形封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月18日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区下落合5-7-10　さいたま市中央区役所本館3階301会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月18日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区下落合5-7-10　さいたま市中央区役所区民生活部総務課

電話　048（840）6013　FAX　048（840）6160

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市中央区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第297号

さいたま市中央区役所駐車場管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市中央区役所駐車場管理業務
- (2) 履行場所
さいたま市中央区下落合5-7-10
- (3) 業務概要
入札説明書、仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級又はB級で受注希望業務「駐車場管理」で登載され、本市内に本社を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、当該業務と種類及び規模（駐車台数35台以上）を同じくする契約を1回以上締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードする。

<https://www.city.saitama.lg.jp/chuo/001/002/007/p112548.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和7年2月28日（金）まで

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和7年2月28日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市中央区役所区民生活部総務課

電話 048（840）6013

(4) 提出方法

持参

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月7日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用定形封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月18日（火）午前10時30分

イ 場所

さいたま市中央区下落合5-7-10　さいたま市中央区役所本館3階301会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月18日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区下落合5-7-10　さいたま市中央区役所区民生活部総務課

電話　048（840）6013　FAX　048（840）6160

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市中央区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第271号

さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6-4-18
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「建物管理等」の等級区分がA級で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。
- (7) 令和3年度以降に本市又はその他官公庁で、浦和区役所保健センター設備管理業務と同種同規模（延床面積5,500㎡以上）の業務を契約締結し履行実績を有する者であること。
- (8) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-18 さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター
担当 保健指導係 電話 048（824）3971

(2) 交付期間

告示の日から令和7年2月25日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 7 年 2 月 2 7 日（木）午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者は、令和 7 年 3 月 4 日（火）までに、さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センターに入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 1 4 日（金）午前 1 0 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－1 8 さいたま市浦和区役所保健センター 5 階大会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 1 4 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7 (2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第 4 項及び第 5 項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1 回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市浦和区役所健康福祉部福祉課

電話 048 (829) 6121 FAX 048 (829) 6238

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-18 さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター

電話 048 (824) 3971 FAX 048 (825) 7405

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第306号

さいたま市政務活動費の使途に関する調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月13日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市政務活動費の使途に関する調査業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」内の受注希望業務「その他の検査・測定・調査」又は業務「その他」内の受注希望業務「法律事務等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 公認会計士、税理士又は弁護士のいずれかの者をもって業務を遂行できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市議会ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.lg.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>
- (2) 交付期間
本入札の告示日から令和7年2月27日（木）まで

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
本入札の告示日から令和7年2月28日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 受付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

担当 総務係 電話 048(829)1747

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月3日(月) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月11日(火) 午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会棟2階第4委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月11日(火) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

電話 048（829）1747 FAX 048（829）1984

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

この入札に係る契約の効果は、令和7年度予算の成立を要件とする。

9 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第299号

さいたま市市議会だより配布業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月13日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市市議会だより配布業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 配布部数

予定数量2,637,800部（659,450部×4回）

(4) 業務概要

仕様書のとおり

(5) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和５・６年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」内の受注希望業務「市報等配送・配布」で登載されており、かつ、本市内に本社又は支社若しくは営業所等の拠点を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第３２条第１項各号に掲げる者
 - イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 年度４回以上発行する印刷物を、その行政区域の全世帯（世帯数１５万世帯以上）に配布する旨の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

３ 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

ア さいたま市浦和区常盤６－４－４ さいたま市議会局総務部秘書総務課

担当 広報係 電話 ０４８（８２９）１７４８

イ さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和７年２月２７日（木）まで（３(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

４ 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

本入札の告示日から令和７年２月２８日（金）まで（休日を除く午前９時から午後４時まで）

(3) 受付場所

３(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和7年3月4日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和7年3月7日（金）午後4時までに、さいたま市議会局総務部秘書総務課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、配布件数1件当たりに要する金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月11日（火）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所議会棟2階第4委員会室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月11日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(6) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(8) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(9) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

8 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課
電話 048（829）1747 FAX 048（829）1984

12 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

13 特記事項

本入札に係る契約の効果は、令和7年度予算の成立を要件とする。

14 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第274号

館岩少年自然の家浄化槽維持管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

館岩少年自然の家浄化槽維持管理業務

(2) 履行場所

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」内の受注希望業務「浄化槽保守点検」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 本入札の告示日において、福島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年福島県条例第36号）第2条第1項の福島県浄化槽保守点検業者の登録を受けている者で、次のいずれかの条件に該当する者であること。

ア 南会津町が営業区域市町村に登録された者

イ 南会津町が営業区域市町村に登録されていない者において、同条例に基づく浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書により営業区域市町村の追加手続きを行った者

- (5) 本業務に対応する浄化槽法（昭和58年法律第43号）第10条第2項の規定による技術管理者を配置できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

入札説明書等の交付を希望する者は、入札説明書等交付申請書を提出すること。申請受付後、受付場所において又は郵送により入札説明書等を交付する。

ア 申請方法

次のホームページから入札説明書等交付申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、3

(1)ウまで提出すること。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p112428.html>

イ 受付期間

告示の日から令和7年2月26日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

ウ 受付場所

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会館岩少年自然の家
担当 管理係 電話 0241（78）2311 FAX 0241（78）2313

エ 提出方法

持参又はFAX

(2) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(1)イに同じ

(3) 送付先

〒967-0347 福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会館岩少年自然の家

(4) 提出方法

郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和7年3月7日（金）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）午後1時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話　048（829）1646　FAX　048（829）1990

(9) 業務を担当する課

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1　さいたま市教育委員会館岩少年自然の家

電話　0241（78）2311　FAX　0241（78）2313

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

本契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和7年4月1日に確定させる。

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会館岩少年自然の家及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第302号

さいたま市選挙公報配布業務（市長）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年2月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市選挙公報配布業務（市長）
- (2) 履行場所
さいたま市内
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和7年3月25日から令和7年5月25日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」内の受注希望業務「市報等配送・配布」で登載され、本市内に本社、支社又は営業所等を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成21年4月1日年以降に特定の行政区域全域に、配布物の納品日から世帯配布完了まで6日間（納品日含む）で、配布員による全戸配布（1回当たり、20万世帯以上）の実績（元請に限る。）がある者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p097219.html>

(2) 交付期間

本入札の告示の日から令和7年3月5日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 ときわ会館3階 さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年3月5日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月11日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の損失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1部当たりの額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）午前10時から

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階 さいたま市選挙管理委員会事務局
選挙課会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定配布部数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加資格の確認

(7) 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(4) 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札回数等

(7) 再度入札は、1回までとする。

(4) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

エ 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

オ 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

カ その他

(7) 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

(4) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月17日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課
電話 048（829）1773 FAX 048（829）1994

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定配布部数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (5) 詳細は、入札説明書による。